

新たに会社を設立するときに 加入する（可能な）医療保険と保険料について 解説します



1 加入する（可能な）医療保険は、設立する会社の形態によります

会社の形態	加入する（可能な）医療保険
個人事業所	全板国保 または 市町村国保
法人事業所	協会けんぽ ※全板国保に加入している場合は、健康保険適用除外承認を受けることにより継続加入が可能

※ 全板国保に加入（継続加入）するためには、都道府県板金工業組合の会員であることが前提

2 保険料を全板国保と市町村国保、または協会けんぽと比較すると （全板国保の保険料は改定がないことを条件とした場合）

個人事業所の事業主の場合	法人事業所の事業主の場合
<ul style="list-style-type: none"> ■ 全板国保：所得に関係なく定額 ■ 市町村国保：世帯所得に応じた額 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全板国保：所得に関係なく定額 事業主負担義務なし ■ 協会けんぽ：標準報酬月額に応じた額 事業主負担義務あり
<p>全板国保と市町村国保の保険料（イメージ）</p>	<p>全板国保と協会けんぽの保険料（イメージ）</p>

長い目でみると全板国保加入がおススメ！？

独立・起業するときは、個人事業所を設立し全板国保に加入、その後法人事業所へ変更すると、医療保険の保険料負担が抑えられる可能性があります。